# 記憶の操作と〈ほんもの〉という理想

中澤栄輔

# - はじめに──本稿の概要と目標

念に倫理的基準としての位置を与えることを目標にする。 (2)〈ほんもの〉概念と人格の数的な同一性という概念を分離させ、(3)それをとおして〈ほんもの〉概 曖昧であり、さらなる吟味を必要とする概念である。そこで本稿では(1)〈ほんもの〉概念を明確にし、 エンハンスメントを批判する議論の中で切り札的に登場する。しかしながらしばしば〈ほんもの〉概念は 本稿では記憶を消去しようとする技術と〈ほんもの〉(authenticity) との関係を考察する。〈ほんもの〉は

## 2 記憶の消去と道徳的問題

# 2・1 忌まわしい記憶を消すということ

の夏休みの情景を、そのなかで起きたさまざまなエピソードとともに思い出す。楽しかった夏休みの出来事 過去の体験を懐かしさの感情とともに思い出し、 幸福感に包まれることがある。わたしたちは子供のころ

対に、 かなか忘れることができず、わたしたちが望んでいないのに勝手に意識にのぼり、わたしたちに付きまとう。 るたびに苦痛を伴うような忌まわしい記憶とともに生きていくことは不幸であるとしたら、そうした苦痛を 生が楽になるだろうと思わずにはいられない。幸福になることが人類共通の願いだとしたら、そして想起す うした苦々しい体験の記憶を携えて生きていくことは非常に辛いことであり、できることならそうした苦々 こうしたマイナスの価値を持つ記憶の付きまといに悩まされたことのある人も多いのではないかと思う。 うなこともあるに違いない。こうした苦々しい体験の記憶は得てしてわたしたちが忘れようと努力してもな )い体験の記憶から逃れたいと思う。思い出すことがらが楽しいことばかりであったとしたら、どれだけ人 !再びわたしたちの意識に現れ、 過去の苦々しい体験を思い出して、再び恥ずかしくなったり、 再びそのときの幸福感が懐かしさの感情とともに惹起される。それとは 再び恐怖感に苛まれたりするとい

伴うような忌まわしい記憶を消去してしまいたいという欲望は人類共通のものであるように思われる。

ることなく、そうした記憶によって引き起こされる苦しみや羞恥や恐怖から解放されるだろう。それによっ し近い将来に記憶を選択的に消去する技術が確立されたら、 ほんとうにマイナスの価値を持つ記憶を選択的に消去させることができるとは言い難い。しかしながら、 PTSDの治療薬としても用いられているプロプラノロールはしばしば記憶消去薬として紹介されてい 望ましくない記憶の選択的な消去を薬物によって可能にしようとする技術の開発は心的外傷後ストレス障 の確立は脳神経科学のひとつのテーマになっている。 るかのようである。 (中澤 二〇〇八を参照)。 脳神経科学の急速な発達はまるで「忌まわしい記憶を消去したい」というわたしたちの欲望を叶えてくれ P T S D の治療などに貢献すると考えられる。 詳しくは第4節で論じるが、 もっとも、これも第4節で詳しく述べるが、プロプラノロール 恐怖感情などを伴う記憶を選択的に消去しようとする技術 しかも実際に人間への投与が行われている薬物もあり、 薬理学的なアプローチが現在のところほとんどであり わたしたちはもう苦々しい記憶に付きまとわれ を服用することで

て実現される未来はわたしたちが望む幸福な人生をもたらしてくれるのではないだろうか。

ハンスメント目的で記憶を操作することにかんしては、 スメント目的で記憶を消去しようとすること、あるいは記憶を改変しようとすることである。こうしたエン れない。しかし、本稿で焦点を絞りたいのは治療目的の記憶の消去ではなく、むしろ治療を超えたエンハン 効であり、 と、そのように多くの人が感じるのではなかろうか。忌まわしい記憶を消去することがPTSDの治療に有 欲求ははたして道徳的に許されるだろうか。「薬物を使用して記憶を消去することは道徳的に許され しかし、たとえ記憶を消去する技術が確立されたとしても、わたしたちの記憶を消去してしまおうという もしPTSD患者自身が記憶の消去を望むのであれば、そうした倫理的懸念は軽減され 上記の 「薬物を使用して記憶を消去することは道徳

# $\frac{2}{2}$

派の見解はわたしたちがプロプラノロールを適切に使用する権利を侵害するものである 2006; Henry et al. 2007; Levy 2007)。ヘンリーたちによると、評議会報告書のようなプロプラノロール使用反対 して詳細な論評を加えており、おしなべて「プロプラノロールの効果を過大視している」と批判する 記憶の消去にたいして警告を発している。 く生きること well-being」という観点を中心に下で述べるようなさまざまな点でプロプラノロールの使用と を論じてきた。 的に許されない」という直観はかなりの支持を受けるのではないかと思われる。 !神経倫理学の文脈において、これまで比較的多くの研究者が記憶を消去しようとする技術と倫 記憶の消去にかんする脳神経倫理学上の先行研究 『治療を超えて―― まず、アメリカ大統領生命倫理評議会が二〇〇三年にまとめたエンハンスメントにか -バイオテクノロジーと幸福の追求』(Kass 2003; 以下評議会報告書と略記) コルバー、ヘンリーたち、そしてリーヴィは評議会報告書にたい (Henry et al. 2007)<sup>c</sup> は で関係 んする

以上のようにプロプラノロールの使用と記憶の消去にかんしては反対派と容認派が入り乱れて論争を繰り

問題は論じられてきた。それは(1)記憶の保存にたいする社会的要請、 ひろげている状態である。これまで為されてきた議論を整理すると、 次の五つの倫理的基準をめぐってこの 2 自律性、 (3) 社会的公正

- (4)人格の同一性、(5)〈ほんもの〉である。
- 憶を消去しようとする技術はもとより、 される。こうした「記憶の保存にたいする社会的要請」という倫理的基準を重要視する立場からすると、 去の経験から逃れようとすることは罪であり、その記憶の保存は人類の共有財産の保護として社会的に要請 虐殺の記憶やホロコーストの記憶がいかに当人にとって辛いものであったとしても、 存することにわたしは社会的責任を負っているのである(Kass 2003 および Henry et al. 2007 を参照)。 おくことは、たとえそれが目撃者であるわたしにとって忌まわしい記憶であろうとも、そういった記憶を保 命を奪ったのかわからぬままに、苦しみを背負って生きていくことになる。こう考えれば、記憶を保存して に留まるかもしれない。 記といった間接的な情報は残るだろうが、目撃という事件についての直接的な情報は失われ、 もその殺人事件にかんするわたしの記憶を消してしまったら、もちろん、現場検証の記録とか、わたしの日 に自殺してしまって、この世にいないと想定する。 準である。たとえば、 (1)記憶の保存にたいする社会的要請とは個人の記憶が担っている社会的な重要性に着目した倫 わたしだけがある殺人事件を目撃したとしよう。 そのとき、 残された被害者の家族や友人は、 記憶を改変しようとする技術でさえも倫理的問題となりうる。 その場合、殺人事件の目撃者はわたしだけなので、 誰が、 被害者はもとより、 なぜ、 なんのために大切な人の その記憶を消去して過 加害者も犯行後 事件は未解決 彈 的基
- L 自分の意思によってコントロールする権利があるというわたしたちの直観によって担保されてい たちは記憶を弱めていく権利も持っている」と論じている(Kolber 2006)。その一方で、 「記憶を増強したり、 自律性という倫理 的基準は、 記憶保存スキルを向上させたりする権利がわたしたちにあるのと同様に、 少なくとも他者の利益を著しく損なわない限りに お いて自分の記憶を 他者の自律性を コル

の記憶は肥大化する医療の犠牲になってしまうかもしれない。 だったマイナスの価値を持つ記憶が消去を強制されるかもしれないのである(Henry et al. 2007)。わたしたち 題と関係する。 0 行われたら、 によって利用されることにたいして警鐘を鳴らしている。 尊重するという観点から記憶の消去が問題となる場合もある。 、記憶の消去は倫理的に問題だろう(Kass 2003)。こうしたタイプの自律性という倫理的基準は医療化 あるい すなわち、 は 公の権力が公益の名のもとでわたしたちの記憶を消去したら、 マイナスの価値を持つ記憶が過度に治療の対象となることで、 記憶の消去がわたしたちの意図に反 評議会報告書は記憶の消去が他人や公の権 そのようなしか それまで許容 して強制 の問 たで 可 万

- では な顧慮が必要だ 非常に高価であれば、 には常に十分な注意を払うべきである。 かんして取り上げられることは少ない。 すぐさま社会的に有利な地位を得ることにはつながらないだろう。その点で、社会的公正性が記憶の消去に そういったことが える際である。 になるのは、 あるが、 社会的公正性は記憶の消去にとってはいまのところそれほど問題にならない。 注意力を増強させるためにエンハンスメント目的で服用されるリタリンなどの倫理的問題を考 記憶の消去もエンハンスメント目的で用いられる可能性があるかぎり、 部の裕福な人のみが技術の恩恵に預かり、さらにそれによって社会的に有利な地位を得る ありうるからだ。 その技術の恩恵に預かる人は限られてくる。 しかし記憶の消去にかんしては、たとえかりに記憶を消去したとしても もしも、 しかしながら、 記憶の消去技術が確立したとして、それにかかるコスト エンハンスメント問題を論じるとき、 現在の段階ではまだなんとも言えな 社会的公正性には 社会的 社会的 公正 が 重 が
- 性にかんして心理説 (記憶説) を採用した場合、 記憶の消去あるいはプロプラノロ 1 ル 0 服 用は人格 0) 日

(Kass 2003; Levy 2007)°

人格の同一性という倫理的基準は第4節で詳しく述べることにする。

概略だけ述べると、

0

百

性に影響を及ぼす可能性があるという議論がなされている

をはぐらかすことは、トラウマ体験を克服した後に得られる人間的成長(後トラウマ的成長)を妨げると論 る(Craigie 2007; Hurley 2007; Levy 2007)。また、これに関連して、プロプラノロールを服用してトラウマ体験 をした際の感情にたいするアクセスを遮断させ、そうした感情によって養われている道徳的能力を減退させ れている。クレイギー、ハーリー、そしてリーヴィによると、プロプラノロー る(Kabasenche 2007)。また、道徳的能力という観点からもプロプラノロールの服用にたいして問題が提起さ るためにプロプラノロールを服用することは倫理的に問題である。 に生きることは「よく生きること well-being」に繋がると考える。この見解では、 関連した議論を展開しているものとして以下を挙げることができる。評議会報告書は痛みを伴う記憶ととも (5)〈ほんもの〉という倫理的基準は第3節以降で詳しく述べることにする。これまで、 カバセンチェも同様の見解を提 ルの服用はトラウマ的な体験 痛みを伴う記憶から逃れ へ ほ んもも 示してい

いう概念があまりに曖昧で、捉えがたい概念であるからにほかならない。 業において、とりわけ扱いづらいのが する技術にかんして、それらが相互にどのような関係をもっているのかを明らかにすることである。この作 (2) 自律性、(3) 社会的公正性、(4) 人格の同一性、(5) 〈ほんもの〉という倫理的基準が記憶を操作 ここで本稿の目的をもう一度はっきりとさせよう。本稿の目的は(1)記憶の保存にたいする社会的要請 概念との関係に焦点を絞りながら、 以上の五つの倫理的基準でもって記憶の消去にかんする倫理的基準は枚挙されていると考える。 〈ほんもの〉という倫理的基準である。なぜならば、 〈ほんもの〉概念を明確化することで、上記の五つの倫理的基準の 本稿では人格の同 一性と 〈ほんもの〉

『よく生きること』に繋がる」という評議会報告書の議論と非常に近しい。

じているのがウォーニックである (Warnick 2007)。

彼らの議論は、「痛みを伴う記憶とともに生きることは

相互の関係性を明らかにしていきたい。

### 〈ほんもの〉と記憶の操作

3

3 1

エンハンスメント論争における

〈ほんもの〉

の使用例

ンハンスメント目的での使用にたいしてカール・エリオットは次のように懸念を表明している。 しても、 不安感を解消 ント目的 ザックを服用した健常者は服用前に比べてより社会的に望ましい性格を手に入れ、それを通してより望まし しみやすさというのは社会的なコミュニケーションの場において有利な性格であると考えられるので、 者がプロザックを服用したら、 できる。 を服用した大うつ病性障害患者は不安感を抑えることができ、それを通して抑うつ気分を改善させることが に共通して見られる症状である。 考えられ 強迫性障害などの治療薬である。 を議論の導入としたい。 本稿では道徳的エンハンスメントの典型例として取り上げられるプロザックの服用と 社 会的 このようにしてプロザックが大うつ病性障害や強迫性障害の治療に使用される一方で、 れている。 地位を手にすることができるかもしれない。 わたしたちは彼を一〈ほんもの〉 での使用をわたしたちは道徳的に受け入れることができるだろうか。 という理想はエンハンスメントにたいする否定的な議論で登場する切り札的な概念である。 気分を高めて、 セロトニンは不安に関係していると考えられるが、 プロザックは選択的セロトニン再取り込み阻害剤の一種であり、大うつ病性障害や その人はより活発になり、より親しみやすい性格へと変化する。 より望ましい性格を手に入れてより望ましい社会的地位を得た人がいたと 大うつ病性障害の原因のひとつは神経伝達物質であるセロトニンの不足と プロザックは脳内のセロトニン濃度を高める働きがあるため、 の彼ではない」とみなすのではないか。 しかしながら、このようなプロザックのエンハンスメ 不安は大うつ病性障害と強迫 プロ こうしたプロザッ ザ 、ックを服 〈ほんもの〉 用することで もしも健常 プロ 活発さや親 との ク ザ **、**ツク 0

人格ではないという理由によってである。こうした種類の人格の変更は したとしても、 るように思われる。(Elliot 1998, 182) もしプロザックがわたしの人格を変えるとしたら、 問題になるように思われる。 なぜ問題になるかといえば、 たとえそれがわたしにとってよりよい人格をもたら 〈ほんもの〉という倫理に背い 率直にいって、 それはわたしの

憶はわたしたちの現在の人格の不可欠な構成要素である。そうすると、(B) る。 んして示した懸念を、 にとって望ましくないような忌まわしい記憶であったとしても、わたしたちそれぞれが携えている自伝的記 についての記憶、 れ少なかれわたしたちの人格を変更させる。なぜならば、人格にはわたしたちが現在まで体験してきたこと よりよい人生の享受につながるだろうからである。 したちは になりうる。 プロザックの服 もし自分の忌まわしい記憶を消去し、自分の記憶を思うままにコントロールできるようになれば、 もはや忌まわしい記憶によって引き起こされる痛みに耐えて生きていく必要はなく、 「プロザック」に代えて「記憶を消去する技術」としても、 記憶消去技術が可能になれば、 用と同じように、 すなわち自伝的記憶が含まれているからである。そうした自伝的記憶がたとえわたしたち 記憶を操作する技術にかんしても当てはめることができよう。すなわち、 忌まわしい記憶を消去しようとする記憶操作技術もまたエンハンスメント わたしたちはよりよい人生を楽しむことができるように思われ しかしながら、忌まわしい記憶を消去することは、 エリオットがプロザックの服用 エリオットの懸念は保存されるだろ それはきっと 上記引用箇

にしたがって、〈ほんもの〉という理想をできるだけ明確にしていこう。 エリオットはこの文脈で、 しかしながら 〈ほんもの〉という理想は曖昧である。そこで、 〈ほんもの〉という理想をエンハンスメント技術に対抗する切り札として使用 すでに述べたような本論の目的

評議会報告書は〈ほんもの〉という理想にかんして以下のように述べている。

我われのうちに品格をももたらすのである。(Kass 2003, 100; 邦訳、 てられる。 人間 !のさまざまな卓越性に、 実際、そのようにして生まれる向上心こそ、およそ我われの根底にあって活動を促し、また、 我われは憧れ、 それらをまだ手にしていないがゆえに、 強く意欲をかきた

私は実際に真によりよく、 は相変わらず十全に私なのだろうか、私のなしたことは相変わらず十全に私がなしたものなのだろうか。 とで、人間の活動の尊厳を損ない変容させようとしているのではないだろうか。〔……〕改良された人間 〔しかしながら〕持って生まれた身体や精神力を「改善する」新しくてより効果的な方法を発見するこ 人間的によりよく高められたのだろうか。(Ibid., 105; 同、一二六)

実現の活動そのものに備わっている価値である。 ら取り上げたのがチャールズ・テイラーであり、彼は〈ほんもの〉について次のように定義的に述べている。 れている。もちろん、これだけでは なおわたしだと言えるようなわたしである。ここで確認できるように、〈ほんもの〉は二重の意味で用いら ここで評議会報告書は は一我われのうちにある品格」、すなわち、より卓越した人間性を目指して絶えず繰り返される自己 〈ほんもの〉という理想と脅かされる〈ほんもの〉とに言及している。 〈ほんもの〉とはなにか、まだよく分からない。〈ほんもの〉を正面 後者の〈ほんもの〉は「十全な私」、つまり改良されても 前者の 〈ほん

そして(ii)自己が対話のなかで定義されることを求めます。(Taylor 1992, 66; 邦訳、 ほんもの〔という理想〕は(i)〔自己が〕重要性の地平に向けて開かれていることを求め は道徳と認められているものへの抵抗さえもが含まれます。しかしまた、これまでにも見たように、(B) もないわたしらしさ originality が含まれ、そしてしばしば(iii)社会のルールへの抵抗や、 さもなくば創造は〔重要性という〕背景を失い、無意味になるのを避けられなくなるからです―― ほんもの〔という理想〕には(i)〔自己の〕発見だけでなく創造と構築が、また 九一、〇 内は訳者 (ii) 他の誰 場合によって ――というの

しよう。 ジナリティという側面と(B)目的と手段にかんする他者からの承認という側面である。それぞれ逐一検討 テイラーによると〈ほんもの〉という理想は二つの側面をもつ。(A)自己の実現ないし発見およびオリ

の挿入

付かなかったような自分自身に備わっている特質を「発見」することが含まれる。 と(自己の「創造と構築」)が含まれる。また、 は自己実現を表す。〈ほんもの〉という理想には自己の目標を定め、それを目指して行為するこ 同時に〈ほんもの〉という理想には、それまでの自分が気

第4節で考察する。 とはいえ、人格の同一性という基準もまた曖昧であることに注意しなければならない。この点にかんしては ティの意味を掬いきれない可能性があるということだ。オリジナリティには「独特さ」とか「ユニークさ」 オリジナリティを持っているということは他人から自分を分けるなんらかの特徴を有しているということで (A-ⅱ)はオリジナリティである。このオリジナリティを人格の同一性の保持とみなすことができる。 オリジナリティを保ち続けるということは、人格の同一性が保持されているということだからである。 さらに注意すべきなのは、オリジナリティを人格の同一性とみなすことで、オリジナリ

という意味が含まれているように思われる。だとすると、オリジナリティを人格の同一 過度に問題を矮小化してしまう恐れがあろう。この点にかんしても本稿では第4節で扱うことにする。 性の保持とみなすこ

ることができる。 れわれはさまざまな価値を含んでいる世界の内に予め投げ入れられている。そういった世界を社会と解釈 』が織り成す世界を指す(Ibid., 31→1; 同、四三~五八を参照)。ハイデガー流の言い回しを借用すると、 は社会性と解釈することができる。「重要性」とは自己以外のもの (A) で示されたような自己が真に〈ほんもの〉であるためには社会性の基準を満たさな (他者やその他の事物) 価

ければならない。

手段の両面にわたって他者に承認される必要がある。 に至ったかという経路が重要である。〈ほんもの〉 ンを通してなにかしらの合意が形成されるとき、 的な営みである。 (B-ii)はコミュニケー ゆえに、本質的にコミュニケーションは手続きを内に含む。すなわち、 ションである。 コミュニケーションは自己と他者の間でやりとりされる弁証 最終的に得られた合意とともに、どのようにしてその合意 の自己実現は、コミュニケーションを通じてその目的と コミュニケー

の承認という側面を無視していわば の対立を〈ほんもの〉という理想においてまとめあげようとしているのである。だから、(B)の他者から という側面はそれにたいして共同体主義的な人間観を背景にしている。 己実現およびオリジナリティという側面は個人主義的な人間観を背景にしており、 ´B)を重要視しすぎて(A)の自己実現およびアイデンティティがおろそかになるのも〈ほんもの〉 もちろん、(A) と (B) テイラー が目指しているのはこうした対立する人間観の弁証法的な総合であり、 が本質的な緊張関係をはらんでいることはテイラーも指摘している。 「わがままな」自己実現を目指すことも 両者は本質的に対立する人間観であ 〈ほんもの〉ではないし、 B 個人主義と共同 の他者からの承認 Â

三つが含まれる。それを踏まえて以下のように〈ほんもの〉を再定義してみたい。すなわち、 性の保持(A-ⅱ)、自己実現の目的とその手段にかんする他者による承認(B-i)と(B-ⅱ)、この 〈ほんもの〉という理想をまとめよう。〈ほんもの〉には自己実現ないし自己の発見(A-i)、

【定義1】〈ほんもの〉とは、より卓越した人間性を目指す自己実現、 承認を必要としている。 た自己実現ないし自己発見において目指されている卓越した人間性は手段と目的の両面にかんして他者の あるが、そうした自己実現ないし自己発見の営みを通して人格の同一性は保存されている。また、そうし あるいは自己の能力や性格の発見で

## 4 〈ほんもの〉と人格の同一性

#### 4・1 典型的議論の例

時に 的議論の典型的なパターンを抜き出している。 として含まれているからである。人格の同一性の保存はそれ自体としてひとつの倫理的基準ではあるが、 もの〉という倫理的基準も満たすことができない。なぜなら【定義1】には人格の同一性の保存が構成要素 術によって変更されるとしたら、そのときには人格の同一性はもはや保持されず、【定義1】により〈ほん 1一性との関係について論じており、人格の同一性を倫理的基準に用いたエンハンスメントにたいする否定 わたしたちは自分自身の人格の同一性が保持されることを必要としている。もし人格が記憶を消去する技 〈ほんもの〉という倫理的基準の構成要素となっている。デ・グラツィアはエンハンスメントと人格の

- (1)エンハンスメント技術は人格の同一性を変化させる
- (2) 人格の同一性を変化させることは非常に問題である、それゆ
- (3)エンハンスメント技術は非常に問題である。(DeGrazia 2005, 232)

【定義1】を重ね合わせると、〈ほんもの〉と記憶の消去にかんする典型的議論を構成することができる。 このようにデ・グラツィアが紹介した人格の同一性とエンハンスメントにかんする典型的議論を参考にして、

- (1) 記憶の消去は人格の同一性を変化させる
- (2) 人格の同一性を変化させることは〈ほんもの〉という理想を脅かす
- (3) 記憶の消去は〈ほんもの〉という理想を脅かす
- 4 〈ほんもの〉という理想が脅かされることは倫理的に問題である、 それゆえ
- (5) 記憶の消去は倫理的に問題である。

## 4・2 典型的議論にたいする反論

の直観にも合致するように思われる。 しかし、二つの点で上の典型的議論は欠点を持っている。 第 の点は

先に示した〈ほんもの〉と記憶の消去にかんする典型的議論は一見するとうまくできており、

- (2)「人格の同一性を変化させることは〈ほんもの〉という理想を脅かす」の二つのステップにかかわる。 (1) 「記憶の消去は人格の同一性を変化させる」というステップにかんしてである。第二の点は (1) 2
- 記憶の操作と〈ほんもの〉という理想

わたしたち

プラノロールは MAPK などの働きを阻害するβアドレナリン受容体阻害剤であり、(ユ) る手法も報告されている (Cao et al. 2008)。 薬物である(Schafe et al. 2005)。 薬として期待されている ZIP は PKM(この働きを(Shema et al. 2007)、また U0126 は MAPK の働きを阻害する うした酵素の働きをブロックすることで記憶の生成や保存を妨害する技術である。すでに言及してい の段階においては PKM(などの酵素が記憶を保持するために働いている。記憶を消去しようとする技術 その変化によって記憶は作り出され、保たれる。この、 士の結びつきの長期的な変化である長期増強である。 そもそもわたしたちの記憶、それも長期的に保存されている記憶の神経基盤と考えられているのが脳細胞! ートは、それぞれ誘導と維持と呼ばれている。 一の反論を紹介しよう。 誘導の段階においては CaMKII, PKA, PKC, MAPK などが記憶の生成に寄与しているし、 第一の反論は記憶を消去しようとする技術の仕組みに立ち入ることになる。 また、こうした薬物のほかに、CaMKIIの働きを遺伝子操作によって阻害す 誘導と維持において重要な役割を果たしてい 長期増強とは脳細胞における一連の化学的 作り出されて保たれるという長期増強の二つの主要 同じように記憶 また、 るのが酵素 変化であり、 、るプ の消去

では 条件付けが解除されたからといって、すぐさま人間にかんして「忌まわしい記憶を消去する」ことが可能に を改変することができるに留まる。 恐怖条件付けの解除がそのまま記憶そのものの消去には繋がらないだろう。 に目論まれていることは選択的な恐怖条件付けの解除であり、 こうした技術によってあたかも記憶の消去が可能になったと期待されがちであるが、 ロールである。 もちろん、 だから、 恐怖条件付けの解除はある意味で恐怖の記憶を消去しているとは言えるか 現行の技術はトラウマになっている体験の記憶そのものを消去しようとするもの また、 マウスを使った実験 (Cao et al. 2008 など) トラウマ記憶を再想起した際 せいぜい、 により、 それは記憶の一 実情は異なる。 の感情 マウスの恐怖 も のコン 部分

たちが 論的に実現可能かどうかさえもまだ確かなことはいえないし,たとえ理論的に可能であったとしてもわたし ルだけであり、 なったともいえない。さらに、 「記憶消去技術」 その他はまだ動物実験の段階である。こうした現在の研究状況を鑑みるに、 の恩恵に預かるのはまだ先のことだろう。 人間への投与が行われているのは上で示した技術のうちではプロ 記憶の消去が ープラ レ ロ

そのときどきの科学技術に照らして論じられるべきであり、そうだとしたら記憶の操作にかんしては常に 可能だと暗黙のうちに前提してしまうのは適切ではない。少なくともここで言えるのは、 起こる。この点にかんしては次節で詳しく論じよう。しかしながら、その前段階として、 記憶の選択的な消去が理論的にも技術的にも確立された場合、人格の同 |面と応用面にわたって継続的に注意を払う必要があるということである。 一性の保持という観点か 倫理的問題は常に 「記憶の 消 題 が が

# 4・2・2 人格の数的同一性と質的同一性

第二の反論は

(1)と(2)「人格の同一性を変化させることは〈ほんもの〉

という理想を脅かす」

に

当てはめることができる。 かしながらその二つのオレンジは、 言う。そのときの同 あるものが通 ている二つのものを ある。数的同一性と質的同一性である。 か かわる。 ンジは ポイントは、 数的 には同一ではないが、 ]時的に存続しているとき、 一性が数的同一性である。たとえば、二つのオレンジは二つの異なったものである。 「同じものだ」と言う。そのときの同一性が質的同一性である。他方で、わたしたちは 人格の同一性における数的と質的の区別である。 わたしの現在の性格は一○歳のころのわたしの性格とは異なっているが、しかし オレンジであるという点では同じものである。すなわち、この二つのオ 質的には同一である。こうした同一 ある時点Aとそれと異なる時点Bにおいてそれを「同 簡単にそれらを説明しよう。わたしたちはなんらかの性質を共有し 一般的に、 性にかんする二つの区分を人格にも 同一 性には じものだ」と

ある。 すなわち、 現在のわたしも一○歳のころのわたしも同じ「わたしの生」に属しており、 時間的に異なった二つのわたしは数的に同一である。 両方とも「わたし」で

わたしたちの くとも現在の状況では起こりえない。これもすでに述べたが、たしかに、忌まわしい記憶を再想起した時 の感情をコントロールするだけである。 体を消去しうるような技術ではない。そうではなく、 るだろう。 にそのような記憶消去技術が確立されたとしたら、 .ぜい人格が質的に若干変化するだけである。こうした若干の人格の質的な変化は時々刻々と起こっており、 は部分的な記憶の変更であり、 人格の同一性にかんする心理説の立場では、記憶の消去は人格の数的同一性を脅かす。すると、 しかしながら、先ほど述べたように、記憶を操作する技術はわたしたちの忌まわしい記憶それ 感情をコントロールすることは恐怖記憶などの消去に繋がるかもしれない。 部分的な記憶の変更であれば人格の数的な同一性に与える影響はなく、 したがって、人格の数的な同一性が脅かされるようなケースは少な 人格の同一性という観点からその技術は非常に問 たんに忌まわしい記憶を再想起したときのわたしたち しかしながら、

考えられるからだ。 推論することは人格の同一性の数的と質的という区別に顧慮していない媒概念曖昧 うなものとは思われないからであり、人格の数的な同一性を変化させることこそが倫理的に非常に問題だと の質的な同一性」である。そして、(2)「人格の同一性を変化させることは テップに含まれる「人格の同一性」とは、 以上のことから考えると、(1)「記憶の消去は人格の同一性を変化させる」という典型的議論の最初の という典型的議論の二つ目のステップに含まれている「人格の同一性」とは る。 なぜならば、 すると、(3)「記憶の消去は 人格の質的な変化は日常的な出来事であり、 現在の段階における記憶操作技術を考えてみるとせいぜい「人格 〈ほんもの〉という理想を脅かす」 すぐさま倫理的 〈ほんもの〉という理想を脅か 「人格の数的な同一 の誤謬推理であろう。 を な問題を生じうるよ 1 لح 2 ス

きわめて日常的な出来事である。

#### 4・3〈ほんもの〉の再規定

理的基準として、そしておそらく最低限の倫理的基準として保持されるべきである。すると、 として機能しなくなるわけではない。そうではなく、人格の数的同一 もの〉概念を保持しようと努めるなら、反論を避けるためには人格の数的同一性にかんする部分を〈ほんも した二つの反論はどちらも人格の数的な同一性にかかわっているので、もしもかりにわたしたちが `かんする【定義1】を以下のように書き換えることが求められる。 性にかんする議論を〈ほんもの〉にかんする議論から切り分けたほうが良さそうだ。なぜならば、上で示 もし以上で示した典型的議論にたいする反論が正しいとしたら、 概念から切り分けるほかないからである。もちろん、だからと言って、 人格の同一性、 性は 人格の数的同一性が倫理的基準 〈ほんもの〉 とりわけ人格の数的な同 とはまったく別 〈ほんもの 〈ほん

ある。また、そうした自己実現ないし自己発見において目指されている卓越した人間性は手段と目的 面にかんして他者の承認を必要としている。 【定義2】〈ほんもの〉とは、より卓越した人間性を目指す自己実現、 あるいは自己の能力や性格の発見で 0

が れる」における人格の同一性とは質的なものかもしれないからである。 び触れなければならない。【定義1】の「自己実現ないし自己発見の営みを通しても人格の同 ら考えてみても、 ほんの一 【定義2】 部分で起きたとしても、 は 【定義1】に含まれる人格の同一性を削除したものだが、ここで人格の質的同 それが問題になるとは思えない。現在あるいは近い将来の記憶操作技術で可能なことは それはすでに述べたように日常茶飯事であり、 しかしおそらく、 〈ほんもの〉 人格の質的な変化 性に 性は保存さ という観点 ふたた

ある。 の内部で人格の質的な同一性に言及する必要はない。 を満たしているかどうか、そうした人格の同一性とは異なった基準によって評価されなければならない 去にかんする他の倫理的基準である記憶の保存にたいする社会的要請や自律性や社会的公正性といった条件 や性格の発見に合致しているかどうか、また、それが他者から承認されているかどうか、 人格にかんするところ以外の箇所、 変化そのものではない。つまり、たとえ人格が質的に変化したとしても、その変化は〈ほんもの〉 それが多大な人格の質的な変化をもたらすと想定しよう。そのような想定のもとでは、 は甚大な人格の質的な変化をもたらすと想定しよう。 るフレーズを入れる必要がない。しかしさらに譲歩して、忌まわしい記憶を再想起した際の恐怖反応 ちの些細な部分の変化だと思われる。こうした観点からすると、 忌まわしい記憶を再想起した際の恐怖反応の抑制であるが、これもわたしたちが蓄えてい 性が著しく損なわれたとしても、 保存にかんするフレーズは看過できないものだと思われるかもしれない。しかしながら、 したがって、 たとえ人格の質的な同一性が著しく損なわれた場合を想定しても、 すなわち、より卓越した人間性を目指す自己実現、 重要なのはそれがどういう変化なのかということであり、 あるいは、 ゆえに、人格の同一性にかんしては数的であれ質的 将来、 やはり【定義2】に人格の同一性にかん 他の記憶操作技術が誕生したときに 人格の質的な同 あるいは自己の 〈ほんもの〉 あるい る膨大な記 人格の質的 人格の質的 、は記憶 の定義 の定義 の消

クさ」である。 なしてしまうと、

しかしながら、

というのも、

独特さとかユニークさというのは他人とくらべて自分がどれだけ異なっているかどうか

人格の同

一性の保持」と考えてきた。

オリジナリティの意味が掬いきれていないかもしれない。それは

しかし第3節で述べたように、

〈ほんもの〉の定義に含まれている「オリジナリティ」という語を

オリジナリティを人格の同

独特さもユニークさも人格の質的な同一

性の議論に解消することができるだ

「独特さ」とか

「ユニー

さらに、本稿ではこれまでテイラーの

〈ほんもの〉概念のうちに含まれなくてよい。

基準に解消させることができるので、たとえオリジナリティの意味をさまざまに採ったとしても、 とができ、さらに人格の質的な同一性にかんしては上で述べたようないくつかの人格の同 にかかわっているからである。 ということであるが、そもそも人格が質的に同一か否かという話はまさにそうした他人と自分の性質の差異 したがって、独特さもユニークさも人格の質的な同一性の議論に解消するこ 一性とは異なった 〈ほんも

## 4・4 〈ほんもの〉概念の整

にかんする【定義2】は妥当だと考えられる。

おける他者からの承認というフレーズは〈ほんもの〉以外の倫理的基準である記憶の保存にたいする社会的 でに述べたように(1)人格の同一性という倫理的基準は より確かな内実を与えることができる。以下では三つの観点から〈ほんもの〉 記憶の消去はたとえそれが可能になったとしても自己実現とは関係がない。 〈ほんもの〉にかんする【定義2】をわたしたちが受け入れるとしたら、 〈ほんもの〉と切り離したほうがよい。そして 概念を整理する。まず、す 〈ほんもの〉 最後に(3)【定義2】に 概念を整理し

要請や自律性や社会的公正性といった基準に置き換え可能である。以上の三つであるが、(1)の人格の 性にかんしては前節で詳述したのでここでは(2)と(3)について検討する。

最初に、(2)「記憶の消去はたとえそれが可能になったとしても自己実現とは関係がない」につい

ということである。 しが警察官になることによって自己実現は達成される。 る。その意味するところは、 自己実現ないし自己発見はしばしばわたしたちの生においてもっとも貴重な価値であると考えられ たとえば、もしわたしが子供のころ、 ある人が望みどおりの自分を実現する、 また同様に、わたしが徳ある人になりたいと望み 警察官になるのが夢だったとしたら、 あるいは未知の自分の能力を発見する 実際にわた

かつわたしが実際に徳のある人になれたとしたら、そのときわたしは自己実現を成功させたということにな

る。 りに記憶を操作する技術によって自己実現が達成されたとして、それがはたして他者からの承認を得られ 憶を再想起した際の恐怖反応の抑制がよりよい自己の実現に繋がるかもしれない。 記憶の消去はたとえそれ 憶 が、 から解放されればよりよい自己が実現されるかもしれず、 当人が望む自己の実現に抵触するようなことはないように思われる。 が可能であったとしてもこうした自己実現を損なうことはない。 また、 現実的にいえば、 すくなくとも、 むしろ重要なの 忌まわし むしろ、 記憶を操

ようなものなのかどうかということである。

消去にか n は 術 しても、 自律性を尊重することや社会的公正性に基づく。 かというと、 んして他者の なったとしても、そうしたタイプの自己実現は他者の承認を得られないだろう。自己実現にはその目 吟味されなければならない。 的基準である記憶の保存にたいする社会的要請や自律性や社会的公正性といった基準に置き換 承認を得ることができないだろう。社会的公正性に反するからである。 は の恩恵に預かることのできる人がごく一握りの富裕層であった場合、 以上に関連させて、(3)「【定義2】における他者からの承認というフレー ということを検討したい。ある人の自己実現は、 をふ 記憶の保存にたいする社会的要請や他者の自律性や社会的公正性を尊重しな に許されない。 んしていうと、 本稿のテーマである記憶の消去にかんしていえば、 承認を必要とするのである。 んだんに使用した結果だったとしよう。 かりに将来記憶の消去技術が開発されたとして、 同様に、 たとえば、たとえわたしが優れた泥棒になろうと望み、 わたしが総理大臣になろうと望み、 他者が、 もし、 あるいは社会がどういったタイプの自己 こうした自己実現のタイプはその手段にか それによって与えられる他者への影響とい 記憶を操作することで望ましい自己が実現されたと 記憶の保存にたいする社会的要請 実際に総理大臣になったけれども、 富裕層だけが望ましい これも本稿のテーマである記憶の その技術は非常に高価であり、 ・ズは 〈ほんもの〉 い限り、 実際に優れ 実 その自己実現 窺 自己を実現す 以外 を う観 え可 んして他者 や他 た泥棒に 的 0 者の に か 倫 璭

準に置き換え可能であると考えられる。 点からしかなされないように思われる。したがって、【定義2】における他者からの承認というフレ 他者からの承認は結局、 ることはやはり社会的公正性に反すると思われる。さて、このように論じてきたとき、【定義2】に 以外の倫理的基準である記憶の保存にたいする社会的要請や自律性や社会的公正性といった基 記憶の保存にたいする社会的要請、 他者の自律性、 および社会的公正性という観 おける

#### 5 結

性や社会的公正性といった基準に置き換え可能である」が認められるとするならば、 からの承認というフレーズは〈ほんもの〉以外の倫理的基準である記憶の保存にたいする社会的要請や自律 「記憶の消去はたとえそれが可能になったとしても自己実現とは関係がない」(3)【定義2】における他者 んして〈ほんもの〉概念を次のようにさらに再定義することができるだろう。 もし以上の論点(1)「人格の同一性という倫理的基準は 〈ほんもの〉と切り離したほうがよい」(2) 記憶を操作する技術に

ある。 【定義3】〈ほんもの〉 とは、 より卓越した人間性を目指す自己実現、 あるいは自己の能力や性格の発見で

二つの点で注意を要する。ひとつは もちろん、【定義3】を倫理的基準として使用するならば、 たんに自己実現ないし自己発見という語を使用してもよいかもしれない。 〈ほんもの〉の定義【定義3】はあくまでも記憶を操作する技術にかん あえて〈ほんもの〉という語を使う必要はな とはいえ、このことは

どのような関係にあるのかを明らかにすることだからである。 これは本稿の目的に反しない。本稿の目的は記憶を操作する技術にかんしてさまざまな倫理的基準が相互に めることでもきつくすることでもなく、たんに概念的に整理をしたに過ぎないということである。 いうことである。 して定義されたものであり、これをすぐさま制限なしの 〈ほんもの〉概念を消去することができたとしても、実際になしたことがらはわたしたちの倫理的基準を緩 もうひとつは、 かりにこのようにして記憶を操作する技術にかんする倫理的基準としての 〈ほんもの〉 概念一般に拡張することはできな

を改めて論じる必要があろう。 公正性の相互制約関係をさらに論じなければならない。 かにするという作業はこれだけでは完結しているわけではなく、社会的要請、 の意味で、〈ほんもの〉とは最高位の倫理的基準となりうる。もっとも、 社会的要請、他者の自律性の尊重、社会的公正性、といった基準に照らして評価されなければならない。 もちろん、〈ほんもの〉という倫理的基準も人格の数的な同一性の保存という観点から評価されなければな たく別の倫理的基準として、そしておそらく最低限の倫理的基準として保持されるべきである。そうすると にかんする倫理的基準の相互関係を最後にまとめよう。まず、人格の数的な同一性は 社会的要請、 本稿では、 倫理的基準の相互の関係性を明らかにしようとしてきた。第2節で挙げた(1) という理想に最高位の倫理的基準という立場を与えたことで、それを結論としたい。 さらに、これまで述べてきたように、〈ほんもの〉 2 人格の同一性と〈ほんもの〉概念との関係に焦点を絞り、〈ほんもの〉 自律性、(3)社会的公正性、(4)人格の同一性、(5)〈ほんもの〉という記憶の操作 本稿は記憶を操作する技術にかんして〈ほんもの〉概念を明確化し、〈ほん しかしながらそれを本稿で論じることはできず、 は自己実現や自己発見、 倫理的基準の相互の関係性を明ら 他者の自律性の尊重、 記憶の保存にたいする 概念を明確化すること 記憶の保存にたいする 〈ほんもの〉とはまっ

- けではない。むしろ、テイラーの〈ほんもの〉概念を検討し、語の意味を先鋭化させることが本稿の狙いである。 訳語が用いられているが、本稿では〈ほんもの〉を Authenticity の訳語として用いる。たしかに、本稿における〈ほんもの〉概念はテ イラーのそれに多くを依拠している。しかしながら、本稿における〈ほんもの〉概念がテイラーのそれと完全に同一であるというわ 〈ほんもの〉という訳語はテイラー(二〇〇四)の用語法に従っている。authenticity にはその他に「本来性」「真正性」などといった
- 2 シャクターは記憶のエラーを七つに分類しているが、そのひとつに「付きまとい persistence」を挙げている(Schacter 2001)。
- 3 エンハンスメントとは健康の回復と維持を超えて、能力や性質の改良をめざして人間の心身の仕組みに生物医学的に介入すること
- 4 まざまな論点を提供している(Levy 2007, 171–96)。 はないかもしれないと論じている。こうしたリーヴィの主張には著者も賛成する。それと同時にリーヴィは戦闘前の兵士にプロプラ ノロールを投与することで恐怖心を克服させることの可能性に言及し、そこに倫理的問題の萌芽を見て取って警告を発するなど、さ リーヴィはプロプラノロールの薬効にかんして疑問を提起し、たとえプロプラノロールを使用したとしても記憶が消去されること
- 導かれるとは論じていない(Levy 2007, 177-81)。 性があり、それによって倫理的に問題となる可能性があると論じている。ただし、リーヴィは他者危害原則が大雑把な仕方でしかわ たしたちの行為の指針にならないとも論じており、 またリーヴィは拡張された心の理論と他者危害原則とにしたがって、記憶の消去はおなじ記憶を共有している他者を傷つける可 拡張された心の理論と他者危害原則から単純に記憶を消去することの反倫理性が
- う理想も達成されていると考えられる。しかし狭い意味で「よく生きること」が達成されているからといって、必ずしもそれが〈ほ あり方という意味で〈ほんもの〉と関係し、したがって、広い意味で「よく生きること」が達成されているならば〈ほんもの〉とい んもの〉を含んでいるわけではない。 ではソクラテスが「善く生きること」と言ったように善という理想にしたがって生きる人間本来のあり方を含んでいる。人間本来の 観だけを以下に示そう。「よく生きること」は狭い意味で「健康」や「快適な暮らし」を指しているように思われるが、より広い意味 「よく生きること」という概念を積極的に規定することはせず、簡単に〈ほんもの〉と相関的な概念であるとするに留める。ただ、概 「よく生きること」という概念は〈ほんもの〉という概念と同等かあるいはそれ以上に曖昧な概念であると思われるが、
- 7 いう立場であり、それによるとわたしたちの道徳的能力はア・プリオリに備わっている理性的能力ではなく、 もちろん、こうした見方は道徳的能力にたいする特有の立場を前提にしている。それはいわば、 恐怖体験や羞恥体験を積み重ねることで道徳的能力が養成される。 道徳的能力にかんする情動主義と 恐怖や羞恥といった情
- 最低限の基準であるため、 その他に安全性といった基準も考えられるが、安全性はエンハンスメントの議論においてはすべからく顧慮されなければならない 本稿では問題にしない。

- 9 エンハンスメントには一般的に言って認知的、身体的、 道徳的といった区分が設けられている(DRZE 2002)。
- 現在まで体験してきたことの記憶の束がわたしという人間を形作るうえで重要であると思われるからである。また、予め記しておくと は心理説を前提とし、 に存在する実体であると考える人格にかんする非還元主義も人格の同一性にかんする哲学的議論において取り上げられるが、本稿で の継続性である」とする見方である。人格の同一性を心理的基準にではなく物理的基準に訴える物理説や、その他に人格とは個別的 本稿では人格の同一性にかんしては心理説を前提とする。人格の同一性にかんする心理説とは「人格の同一性の基準となるのは記憶 わたしという人間を形作っているのはDNAに書き込まれた遺伝情報かもしれないが、それと同等に、あるいはそれ以上にわたしが 扱うことは到底できそうにないが、少なくとも自伝的記憶は人格の重要な構成要素として含まれているように思われる。なぜならば 基準は何か」ということとは別の領域に属する問いである。「人格とは何か」という問いにかんしては非常に難しく、 本稿の論述の域を超えるので、 自伝的記憶が人格の構成要素であるということと、第4節で主に取り上げる人格の同一性にかんして記憶の継続性を重視すること 相互に関係しているかもしれないが、厳密にいえば別の事柄である。すなわち、「人格とは何か」ということと「人格の同一性の さらにその他の説と心理説との関係を論じたり、 他稿において論じようと考えている。 心理説の擁護をしたりすることはしない。そういったことは
- 11 この3・2節にかんしては中澤(二〇〇九、七一~七五)の記述に加筆・修正を加えたものである。
- 12 プロプラノロールの薬効にかんする詳細はピットマンたちの研究を参照のこと(Pitman et al. 2002)。また中澤(二〇〇八)ではピッ マンたちの実験をもとにプロプラノロールの薬効について論述した。
- 13 少に尽きるのではないか、という助言を得た。 に、プロプラノロールは血液脳関門を通過しにくく、結局プロプラノロールの薬効は血圧低下によってもたらされる発汗や動悸の減 ている可能性がある。 た働きにより、 ノロールの薬効としてのトラウマ記憶想起時の感情のコントロールは、多分にそうした血管拡張による血圧低下によってもたらされ プロプラノロールなどのβアドレナリン受容体阻害剤には交感神経に作用して血管を拡張させ、 プロプラノロールは基本的には高血圧のための薬、あるいは緊張を抑えるための薬である。本文で述べた、プロプラ この点にかんしては、リーヴィも触れている(Levy 2007)。また同様に、筆者は熊本大学の粂和彦氏と藤井可氏 血圧を下げる働きがある。
- 14 ないと述べている。 自分自身に向けられる関心、 ラツィアの論考と記憶の消去というエンハンスメントの一事例を対象にしている本論ではその射程が異なる。デ・グラツィアの議論 にかんしてはボルトが再反論を試みている(Balt 2007)。ボルトはデ・グラツィアの議論を大枠で認めた上で、人格には道徳的責任 こうした反論はデ・グラツィアも展開している(DeGrazia 2005)。もっとも、エンハンスメント全般にわたって論じている、デ・グ しかし、 ボルトの議論にかんして本稿でさらに詳細に検討することはしない。 保障、 サバイバルといった諸要素が含まれており、 デ・グラツィアはそうした人格概念を救いきれてい

- American Psychiatric Association 編、二〇〇三、『DSM-V-TR 精神疾患の分類と診断の手引』、高橋三郎・大野裕・染矢俊幸訳、医学書院
- Cao, X., H. Wang, B. Mei, S. An, L. Yin, L. P. Wang, and J. Z. Tsien. 2008. Inducible and selective erasure of memories in the mouse brain via chemical-genetic Bolt, L. E. 2007. True to oneself? Broad and narrow ideas on authenticity in the enhancement debate. Theoretical Medicine and Bioethics 28: 285–300
- Craigie, J. 2007. Propranolol, cognitive biases, and practical decision-making. American Journal of Bioethics 7 (9): 31–32.

manipulation. Neuron 60: 353-66.

- DeGrazia, D. 2005. Human identity and bioethics. New York: Cambridge University Press.
- Deutsches Referenzzentrum für Ethik in den Biowissenschaften (DRZE), ed. 2002. Enhancement: die ethische Diskusion über biomedizinische Verbesserungen des Menschen. drez-Sachstandsbericht: Nr. 1. Bonn.(邦訳、生命環境倫理ドイツ情報センター編、『エンハンスメント― による人間改造と倫理』、松田純・小椋宗一郎訳、知泉書館、二〇〇七)
- Elliott, C. 1998. The tyranny of happiness: Ethics and cosmetic psychopharmacology. In Enhancing human traits: Ethical and social implications, edited by E Parens, 177-88. Washington, DC: Georgetown University Press.
- Henry, M., J. R. Fishman, and S. J. Youngner. 2007. Propranolol and the prevention of post-traumatic stress disorder: Is it wrong to crase the "sting" of bad memories? American Journal of Bioethics 7 (9): 12-20.
- Hurley, E. A. 2007. The moral costs of prophylactic propranolol. American Journal of Bioethics 7 (9): 35–36
- Kabasenche, Q. P. 2007. Emotions, memory suppression, and identity. American Journal of Bioethies 7 (9): 33–34
- Kass, L., ed. 2003. Beyond therapy: Biotechnology and the pursuit of happiness. A report of the President's council on bioethics. New York: Dana Press. (邦訳)

オン・R・カス編、『治療を超えて――バイオテクノロジーと幸福の追求』、倉持武監訳、青木書店、二〇〇五

- Kolber, A. J. 2006. Therapeutic forgetting: The legal and ethical implications of memory dampening. Vanderbilt Law Review 59 (5): 1561–1626
- Levy, N. 2007. Neuroethics: Challenges for the 21st century. Cambridge, UK: Cambridge University Press.

中澤栄輔、二〇〇八、「記憶の消去と人格の同一性の危機」、『脳神経倫理学の展望』、信原幸弘・原塑編、勁草書房、二〇一~二六

- Parfit, D. 1984. Reasons and persons. Oxford: Oxford University Press.(邦訳、D・パーフィット、『理由と人格——非人格性の倫理へ』、森村進訳 ─、二○○九、「身体的エンハンスメントと〈ほんもの〉という理想」、『エンハンスメント・社会・人間性』、UTCP、六七~八一
- Pitman, R. K., K. M. Sanders, R. M. Zusman, A. R. Healy, F. Cheema, N. B. Lasko, L. Cahill, and S. P. Orr. 2002. Pilot study of secondary prevention of 勁草書房、一九九八)
- Schacter, D. L., 2001. The seven sins of memory: How the mind forgets and remembers. New York: Houghton Mifflin.(邦訳、D・L・シャクター、『なぜ、「あ posttraumatic stress disorder with propranolol. Biological Psychiatry 51 (2): 189-92.

-記憶と脳の7つの謎』、春日井晶子訳、日本経済新聞社、、二〇〇二)

が思い出せなくなるのかー

- Shema, R., T. C. Sacktor, and Y. Dudai. 2007. Rapid erasure of long-term memory associations in the correx by an inhibitor of PKML. Scieme 317 (5840): Neuroscience 25 (43): 10010-15.
- Smith, K. 2007. Wipe out a single memory. In Nature news, published online 11 March 2007, http://www.nature.com.news/2007/070305/full 二〇〇九年门 二月三一日取得
- Taylor, C. 1992. The Ethics of Authenticity. Cambridge, MA: Harvard University Press.(邦訳、チャールズ・テイラー、『〈ほんもの〉という倫理― 代とその不安』、田中智彦訳、産業図書、二〇〇四)
- Warnick, J. E. 2007. Propranolol and its potential inhibition of positive post-traumatic growth. American Journal of Bioethics 7 (9): 37–38